

令和5年 4月21日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

北海道補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

| 一連 番号 | 件名 | 納入(履行) 場所 | 納期 (履行期限) | 見積依頼書 公表日 | 見積書 提出期限 | 見積合わせ の日時 | 防衛省競争 参加資格 | 備考 |
|----------|------------------------|-------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|----------------------------------|----|
| 2P00030 | 自動車ガソリン2号(バルク) ほか1件 | 早来燃料支処 近文台燃料支処 | 5.6.30 | 5.4.26 | 5.5.18 | 5.5.18 1300 | 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) は問わない。 | |

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先
〒061-1393
北海道恵庭市西島松308番地
陸上自衛隊島松駐屯地 北海道補給処調達会計部契約課
TEL: 0123-36-8611 担当: 第2契約班 (内線: 5257、5342)
FAX: 0123-36-8719 (直通)

防衛省仕様書改正票

D S P

K 2204E(2)

自動車ガソリン

制定 昭和47年4月13日
改正 令和 2年8月21日

(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

この改正票は、DSP K 2204E(自動車ガソリン)についてのものであり、DSP K 2204E(1)を含め累積記載されている。この改正票は、DSP K 2204Eと併用される。

1.4 a) を次のように改める。

| a) 規格 | | |
|--------------|---------------------------------|--|
| JIS K 2202 | 自動車ガソリン | |
| JIS K 2249-1 | 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法 | |
| JIS K 2249-2 | 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひょう法 | |
| JIS K 2249-3 | 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法 | |
| JIS K 2249-4 | 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表 | |
| NDS Z 0001 | 包装の総則 | |

1.4 b) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5 その他の指示を次のように改める。

5 その他の指示

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249-1, JIS K 2249-2, JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15 °C) g/cm^3 を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについて、社内試験成績書とする。

b) 5.2 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書

D S P

K 2204E

制定 昭和 47. 4. 13

改正 平成 21. 4. 13

自動車ガソリン

(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1—種類

| 種類 | 物品番号 | 納入区分 | 注記 |
|----|-----------------|------|---------------------|
| 1号 | 9130-161-8672-5 | バルク | J I S K 2202の1号のもの。 |
| | 9130-161-8673-5 | ドラム | |
| 2号 | 9130-299-0124-5 | バルク | J I S K 2202の2号のもの。 |
| | 9130-299-0125-5 | ドラム | |

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 自動車ガソリン 1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入れ書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン

J I S K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

a) 1号は、J I S K 2202の1号による。

b) 2号は、J I S K 2202の2号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2202によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

2.
K 2204E

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、必要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002 に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。